

市報第13号

平成21年度横浜市公営企業会計予算の繰越額使用計画の報告
地方公営企業法第26条第3項の規定により、平成21年度横浜市下水道
事業会計予算及び平成21年度横浜市水道事業会計予算の繰越額の使用に
関する計画を次のように報告する。

平成22年9月3日

横浜市長 林 文子

平成 21 年度横浜市下水道

地方公営企業法第 26 条第 1 項の

款	項	事業名	予 算 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額
1 下水道事業 資本的支出			円 54,272,179,350	円 42,788,907,869	円 8,227,075,590
	1 建設改良費		54,272,179,350	42,788,907,869	8,227,075,590
		下水道整備事業	53,067,336,350	41,817,606,110	8,171,915,640
		下水道改良事業	1,204,843,000	971,301,759	55,159,950

事業会計予算繰越計算書

規定による建設改良費の繰越額

左 の 財 源 内 訳				不 用 額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額	説 明
企 業 債	国庫補助金	繰 越 工 事 資 金	損 益 勘 定 留 保 資 金			
円	円	円	円	円	円	
1,000,000,000	3,590,937,447	3,341,000,000	295,138,143	3,256,195,891	—	
1,000,000,000	3,590,937,447	3,341,000,000	295,138,143	3,256,195,891	—	
1,000,000,000	3,590,937,447	3,341,000,000	239,978,193	3,077,814,600	—	主として、支障物件に 伴い実施工程を変更し たため
—	—	—	55,159,950	178,381,291	—	主として、支障物件に 伴い実施工程を変更し たため

平成 21 年度横浜市水道

地方公営企業法第 26 条第 1 項の

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左
						企業債
1 水道事業 資本的支出			円 27,150,139,000	円 21,730,425,662	円 4,089,283,366	円 546,000,000
	1 建設改良費		27,150,139,000	21,730,425,662	4,089,283,366	546,000,000
		配 水 管 整 備 事 業	16,463,230,000	13,527,392,212	2,612,970,476	234,000,000
		基 幹 施 設 整 備 事 業	10,291,071,000	8,145,781,150	1,137,727,890	312,000,000
		そ の 他 建設改良工事	395,838,000	57,252,300	338,585,000	—

事業会計予算繰越計算書

規定による建設改良費の繰越額

の 財 源 内 訳				不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
国庫補助金	そ の 他 補 助 金	分担金及び負担金	損益勘定留保資金			
円 16,687,000	円 51,238,246	円 19,635,000	円 3,455,723,120	円 1,330,429,972	円 —	
16,687,000	51,238,246	19,635,000	3,455,723,120	1,330,429,972	—	
6,843,000	—	19,635,000	2,352,492,476	322,867,312	—	主として、地元及び関係機関との調整に日時を要したため
9,844,000	51,238,246	—	764,645,644	1,007,561,960	—	主として、地元及び関係機関との調整に日時を要したため
—	—	—	338,585,000	700	—	地元及び関係機関との調整に日時を要したため

参 考

地方公営企業法（抜粋）

（予算の繰越）

第26条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかつたものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定による場合を除くほか、毎事業年度の支出予算の金額は、翌事業年度において使用することができない。ただし、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかつたものについては、管理者は、その金額を翌事業年度に繰り越して使用することができる。

3 前2項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。